

ドイツにおける夫婦財産制の研究

松久 和彦

本論文は、婚姻形態の多様化という社会状況の変化がみられる日本において、いかにしてこれに対応した夫婦財産制及びその清算方法を確立するかを、ドイツ法との比較の下で明らかにするものである。ドイツは、日本と同様主婦婚が多く、法制度もこれを予定していたことから、日本の財産分与制度の運用もドイツの法定夫婦財産制における「夫婦財産の清算」と近似していた。一方でドイツでは、日本より先に婚姻形態の多様化が見られ、ドイツの裁判例・実務はこれに対応してきた。

日本では、これまでの議論から「2分の1ルール」という一つの到達点に至っている。ここに至るまでに、いかなる問題意識の下で議論されてきたのかを年代順に確認する。

ドイツでは、1970年代以降、女性の雇用拡大が見られるようになる。そこで、ドイツの婚姻形態の多様化に対応した立法的解決と現行法定夫婦財産制の概要を説明した上で、婚姻形態の多様化という現象に対し、学説・判例がどのように対応し議論が展開されてきたのかを検討する。

また、婚姻形態の多様化への対応は、夫婦財産契約を通じても実現されている。夫婦は、自らが望む婚姻形態に応じた財産関係を夫婦財産契約によって形成する。その際に、夫婦間の独立性・対等性を保障することが必要となる。この課題について、ドイツでは、夫婦間の合意への裁判所による介入に関する一定の判断基準が構築されており、夫婦の望む財産関係と夫婦の対等性の保障の調和、さらには衡平な夫婦財産の清算・離婚給付を実現している。実務では、婚姻形態に応じた夫婦間の合意の類型が確立しており、それを用いて財産関係を形成する夫婦も多い。さらに、2007年に連邦司法省が公表した夫婦財産制に関する改正提案は、本研究で紹介した議論状況を反映したものであることを紹介する。

最後に、本研究の成果をふまえた上で、日本の夫婦財産制及び財産分与制度に対する若干の解釈論及び立法的提言を提示する。すなわち、正確な財産把握方法と詳細な財産評価方法の構築、「2分の1ルール」の適用範囲と例外の明確化を考えるべきである。また、夫婦財産契約を通じて、婚姻形態に対応した夫婦の財産関係を実現するために、夫婦財産契約の抜本的改正と夫婦財産契約の類型について言及する。これらによって、夫婦の自由な婚姻形態の選択、すなわち当事者の意思の尊重と夫婦の実質的な平等の調和を実現することができることを考察する。